

鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則

平成19年7月18日

規則第16号

最終改正 平成28年3月24日

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書の開示の実施の方法)

第2条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで及び第4項に掲げるものを除く。）

当該文書又は図画（条例第16条第1項ただし書の規定が適用される場合にあっては、次項第1号に定めるもの）

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあっては、当該マイクロフィルムを用紙に印刷したもの

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

(4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したもの

2 次の各号に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを交付することとする。

(1) 文書又は図画（次号から第4号まで及び第4項に掲げるものを除く。）

当該文書又は図画を複写機により用紙に複写したもの

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを用紙に印刷したもの

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したもの

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したもの

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第1項の規則で定める方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号に

において同じ。) 又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ等に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ等に複写したものの交付

(3) 電磁的記録 (前2号に掲げるもの及び次号又は次項に該当するものを除く。) 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有するプログラム (電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。次号において同じ。) により行うことができるもの (不開示情報を含む場合にあってはイ及びエに掲げる方法を除く。)

ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器 (開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。) により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録を用紙に出力したものの交付

エ 当該電磁的記録をフロッピーディスク等に複写したものの交付

(4) 電磁的記録 (前号エに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。) 前号ア又はウに掲げる方法であって、実施機関がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

4 映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープ等に複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同

時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープ等に複写したものの交付

(運用状況の公表)

第3条 条例第23条の規定による公文書の開示等の運用状況の公表は、毎年8月末までに、その前年度における運用状況を取りまとめて告示して行うものとする。

2 前項の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 開示請求の件数及び開示決定等の状況

(2) 開示決定等及び開示請求に係る不作為についての審査請求の件数及びこれについての裁決の状況

(3) その他必要と認める事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第2号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。